

地域振興課からのお知らせ

1. 自治会ハンドブックの改訂について

自治会ハンドブックの改訂を行いました。令和7年3月12日（水）より、市ホームページ「自治会活動への支援（ページID:K1029017）」にて閲覧できます。なお、改訂はデータ版のみとなります。

2. 自治会集会所の維持管理について

市では、自治会集会所の建設・補修工事を行っており、維持管理は自治会で行っていただいています。

自治会、市が行う主な維持管理は次のとおりです。

（1）自治会が行う維持管理

①カギ、利用者の管理

⇒毎月、利用状況報告書を窓口、メール又はFAXにてご提出ください。

②電球、カーテン、網戸の破れ等の消耗品の取替え

③集会所内外の清掃やエアコンのフィルターの清掃、集会所敷地内及びその周辺の日常的な除草

⇒定期的な清掃・除草をお願いします。

※集会所の維持管理経費は、自治会運営費補助金の対象となる場合がありますので、ご活用のご検討をお願いします。

④Wi-Fi回線の管理 など

※建物に影響を与えるもの（回線工事のため壁に一部穴を空けるなど）は事前に相談して下さい。

（2）市が行う管理

①設備の修繕、工事

（トイレ、給湯器などの修理や建築工事）

②机、椅子の交換

③集会所の敷地内の除草及び植栽剪定（年1回）

その他、ご不明点がありましたら地域振興課までお問い合わせください。